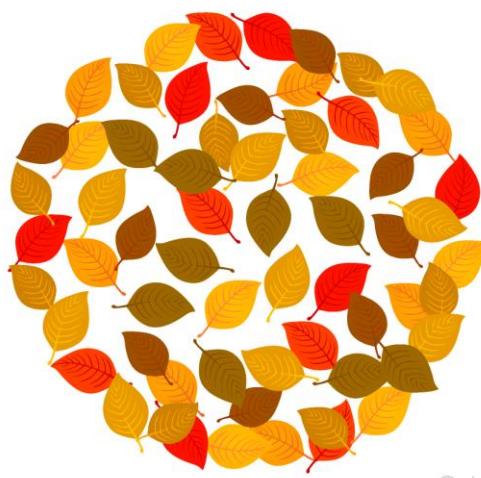


\*\*\*\*\*

# ベイリーフ通信

\*\*\*\*\*

2025年11月20日号



© dak

## ★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス \*\*\*\*\* \*page 2

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 対応は大丈夫?マイナ保険証 \*\*\*\*\* page 3

いよいよマイナ保険証一本に統一されます

★ 労務管理上のQ&A こんな時こんな時 \*\*\*\*\* page 4

能力不足で残業になった場合の賃金は?

★ベイリーフの庭から (編集後記) \*\*\*\*\* page 4

# ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



## 1. 特定技能1号 通算在留期間を見直し (2025/10/20)

出入国在留管理庁は特定技能外国人受入れに関する運用要領を一部改正し、特定技能1号における通算在留期間の取扱いを変更した。産前産後休業や育児休業、病気・怪我(労働災害を含む)による休業期間は通算在留期間に含めないとしている。希望する場合は、在留期間満了のおおむね3ヶ月前に疎明資料を添付のうえ申請することが必要とした。特定技能2号評価試験の不合格者の在留期間延長も開始する。合格基準点の8割以上を取得するなどの要件を満たした場合、通算在留期間を6年に伸ばすとした。

## 2. 傷病手当金 精神疾患が7万件超える (2025/10/27)

全国健康保険協会(協会けんぽ)は令和6年度の現金給付状況をまとめた。精神疾患による傷病手当金の支給は前年度比1万513件(17.6%)増の7万339件となり、7万件を超えた。総数に占める割合は件数ベースで39.1%、金額ベースで43.7%となっている。3年度以降は女性の支給件数が男性を上回り、女性の金額ベースで占める割合は49.2%と、半数近くに達した。総支給金額は341.9億円(前年度比44.8億円増)でコロナ禍の4年度を超えている。

## 3. 違法な賃金天引きで送検 (2025/11/10)

大阪・岸和田労働基準監督署(浅田雅彦署長)は、労働者2人の賃金から寮費などを違法に控除したとして、ベルサポート豊中(株)(大阪府阪南市)と同社の代表取締役を労働基準法第24条(賃金の支払)違反の疑いで大阪地検に書類送検した。控除に必要な書面による労使協定を締結していなかった。2人の労働者は同社が運営する障害者就労施設の利用者向けの寮に一時的に入居していた。調べに対し同社は「賃金控除をした例がなく、協定を要するとは知らなかった」と供述している。

## 4. 高年齢者労災防止、労働者の意見収集機械活用 (2025/11/17)

厚生労働省は、高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会(座長=榎原毅産業医科大学教授)に、労働安全衛生法に基づく高年齢者の労働災害防止のための指針の案を示した。基本的にはエイジフレンドリーガイドラインの内容を踏襲しつつ「事業者が講ずべき措置」を明確化。安全衛生管理体制の確立等や職場環境の改善、高年齢者の健康・体力の把握などについて、就労状況や業務内容に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む必要があるとしている。安衛管理体制関係の措置として新たに、委員会がない小規模事業場における労働者の意見聴取の機会の活用を加えた。

## ★対応は大丈夫?マイナ保険証★

いよいよマイナ保険証一本に統一されます

いよいよ 2025 年 12 月 2 日以降は、  
すでに発行済みの健康保険証は利用でき  
なくなります。

利用できなくなった後は、健康保険証として登録したマイナンバーカードであるいわゆる「マイナ保険証」の利用を推進しており、利用のメリットとして「過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる」を示すことで、利用推進を行っています。



これから受診方法はマイナ保険証が  
基本ですが、マイナ保険証を持っていない人でも、「資格確認書」を医療機関等に  
提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

資格確認書は、従前の健康保険証を持っており(2024年11月29日までに新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた人)で、2025年4月30日時点でマイナ保険証を持っていない方等に発行されています。

従来の健康保険証が利用できなくなる時期が近づくにつれ、従業員やその家族から会社に問い合わせが来る可能性があるため、マイナ保険証の発行方法(登録方法)や、資格確認書の扱いを参考リンクから確認しておくとよいでしょう。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>

なお、使用できなくなった健康保険証については、従業員やその家族自身で廃棄してよいことになっています。

マイナ保険証についてお気軽にお問合せ下さい。

ペイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

# ★ 労務管理上の Q&A こんな時あんな時 ★

第168回

能力不足で残業になった場合の賃金は?

Q、当社では、能力不足の社員がいて人よりも仕事が遅く残業が多くなって  
しまいます。この場合でも残業手当は支払わなくてはなりませんか?

A、実際に労働した時間であれば、理由の如何に  
かかわらず、支払わなくてはなければなりません。

同じようなルーチン業務をこなしていて、能力ある人は  
定時できちんと終わらせるのに、そうでない人は残業と  
なり、そこに残業代が発生すると、結果的に能力がある人より  
給料を多くもらうことになり、釈然としないことが  
ありますね。



このような場合、そもそも残業が必要か、あとどれくらいかかるのか、  
タイムマネジメントをあわせて教育・指導する必要性があります。  
また、その一方で、能力のある人が残業代で不満に感じないよう  
賞与、昇給、昇格等の面できちんと評価することが必要です。  
必要能力に応じた評価こそ不公平の無い賃金体系を成功させます。

## ★ベイリーフの庭から★

### 編 集 後 記

最近は冷え込むことが多いですね。ようやく冬服に手が通せてうれしく思います。

日本はやはり四季があり、季節に伴い装いを変えていくのがいいですね。  
ここで、先月の通信に誤りがあります。最低賃金のお知らせ令和7年が令和  
10年になっておりました。お恥ずかしいことです令和7年に訂正させてください。

さて、考えてみればもう11月!今年ももうわずかです。るべきこと急いで  
いきましょう。

発行・制作 ....



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>